

資料 1 - 2

平成28年度介護保険サービス事業者集団指導次第

日時 平成29年1月17日(火) 9:30~11:30

平成29年1月17日(火) 14:00~16:00

場所 WEST19 講堂

(札幌市中央区大通西19丁目 5階)

1 開会

2 挨拶(5分)

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長 中田 稔

9:30~9:35

14:00~14:05

3 説明事項

(1) 実地指導の結果を踏まえた留意事項等について (85分)

担当：介護保険課事業指導係 担当者

9:35~11:00

14:05~15:30

(2) 総合事業について (15分)

担当：介護保険課介護予防担当係 担当者

11:00~11:15

15:30~15:45

(3) 高齢者福祉施設の防火安全対策 (15分)

講師：消防局予防部指導課指導係長 齋藤 貴幸

11:15~11:30

15:45~16:00

4 閉会

実地指導の結果を踏まえた留意事項等について

本資料において、特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

《実地指導とは》

札幌市における実地指導方針

※札幌市介護保険施設等指導監査要綱（札幌市平成 27 年 4 月改訂）

事業者に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

実地指導の主な内容

※介護保険施設等実地指導マニュアル（厚生労働省平成 22 年 3 月改訂版）

1. 運営指導

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解、防止のための取り組みの促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアを推進するよう指導する。

2. 報酬請求指導

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・一連のケアマネジメントプロセスにもとづいたサービス提供
- ・他職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているか、ヒアリングにより確認し、不適切な請求の防止とより良いケアへの質の向上を目的とする指導を実施する。

※著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正に確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

《高齢者虐待防止に関する取組について》

近年、マスコミ報道等であるとおり、高齢者住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）において、入居者に対する虐待行為や重大な事故が明らかになっていきます。

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
（平成18年4月1日施行）

- 「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋）

- 高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～
- ・ **養介護施設従事者等の研修を実施すること**
 - ・ **利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること**
 - ・ **その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること**
- 例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第 21 条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに市町村に通報しなければならない**
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、**高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない**

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

※養護者による高齢者虐待については、（資料 1－7）『これって虐待？』をご参照ください。

《全サービス共通》

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- × 居宅介護支援事業所からケアプランを受け取っておらず、口頭の確認のみで介護サービス計画を作成している。
- × ケアプランの内容を確認せず、サービス担当者会議での検討結果をもとに計画を作成し、サービス提供をしていた。
- × 利用者の要請により、ケアプランとは若干内容が異なるサービス提供をしていた（例：訪問介護での入浴介助における全身浴⇒部分浴）。

- ・ ケアプランを確認せずに、介護サービス計画を作成しサービス提供を行っている事例を確認したため、指導しました。
- ・ 事業者は、ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス提供を行わなければなりません。**ケアプランに位置付けられていないサービス提供を行った場合には、介護報酬の請求はできません。実地指導等で確認された場合は、過誤調整等返戻の対象となることがありますので、注意してください。**
- ・ サービス提供の曜日や時間帯の変更等軽微な変更であれば、ケアマネジャーからの指示により事業所でケアプランの手書き修正が可能な場合がありますが、その際には**ケアマネジャーから指示があった旨の記録を残してください。**
- ・ ケアプランにおける短期目標の期間が終了しているが、新しいケアプランの内容を確認しないままサービス提供を継続していた事例も散見されました。短期目標が終了した場合は、早急に居宅介護支援事業所へ連絡を取り、新しいケアプランの内容を確認してください。

自己評価

- × 自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。
- × **基準に関する自己点検シートを確認することで自己評価を実施しているものとしている。**
- × 自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。
- × **利用者にアンケートを実施したが、アンケート結果について分析し、改善を図る等をしておらず、アンケートを取っただけで終了している。**
- × **従業員一人ひとりの評価は行っているが、事業所としての評価を行っていない。**

- ・ 自ら提供しているサービスの質の評価を行っていない事例が確認されたので、チェック表等を活用し、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図るよう指導しました。

- ・自己点検シートを実施することをもって、自己評価を実施しているものとしている事業所が散見されますが、自己点検シートは最低限の基準を守っているに過ぎず、ここで言うサービスの質の評価を行っているとはみなされません。
 - ・自己評価を行うのみに留まり、その結果を踏まえてサービスの質の向上を図っていない事例も散見されました。評価を行うだけではなく、その結果を分析し、サービスの質の向上に繋がる取り組みを行ってください。
 - ・自己評価は方法・書式自由です。札幌市でも書式を用意しています。
- 【参考】
- ・事業所評価 <http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>

運営規程

- ×運営規程に掲げるべき項目が抜けている。
- ×サービスの種別ごとに、それぞれの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていない。

- ・運営規程に「定めておかなければならない」項目（事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、サービス内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、緊急時の対応等）が定められていない事例が確認されたため、定めるよう指導しました。
- ・適正な運営・利用者に対する適切なサービスの提供の確保のために、サービス種別ごとに必要な項目を運営規程に定めることが必要です。

勤務体制の確保等

- ×毎月の勤務表を作成していない。
- ×勤務シフトのみ作成し、勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていない。
- ×基準とは異なる名称の職種を勤務表に表記している（生活相談員を「計画作成責任者」、介護支援専門員を「社会福祉士」等と表記する等）。
- ×派遣職員が利用者に関与する業務に従事しているが、勤務表に記載されていない。
- ×従業者の資質向上のための研修計画を作成していない。また、研修の記録を保存していない。

- ・ 従業者の勤務の体制を定めずに運営している事例が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成する必要があります。**勤務表を作成する際には、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。**※「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。また、「専従」とは原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ・ 研修を実施していますが、研修計画を作成していない事業所や研修の記録を保存していない事業所が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。また、研修を実施したとしても、実施した根拠となる記録がなければ実施の有無を確認できません。そのため、記録を残すことも必要です。
- ・ 研修の実施は一部の加算の算定要件ともなるため、計画的な実施を心がけてください。

衛生管理等

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

- × 事業所の設備、備品、職員の健康状態についての管理や感染症のまん延を防ぐための措置を講じていない。
- × 衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない。

- ・ 衛生管理に関する必要な措置を講じていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態、設備備品の衛生的な管理や、感染症のまん延を防ぐための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ・ 衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない事業所が確認されました。
- ・ **マニュアルを策定しているが、職員がマニュアルの存在を知らなければ、実効性はありません。**本項目に限ったことではありませんが、マニュアルについては全職員に周知するようにしてください。

揭示

× 運営規程（重要事項説明書に記載しなければならない項目の一部が抜けているもの）のみを揭示していた。

× 揭示が必要な重要事項を、職員の事務室内の見えにくい場所に揭示していた。

- ・ 事業者は、事業所内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「勤務の体制」、「その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を揭示する必要があります。
- ・ 揭示が必要な事項については、事務室などの専ら職員が出入りするスペースではなく、玄関等の利用者や家族が見ることのできるスペースに揭示してください。
- ・ 重要事項説明書等を利用者や家族が自由に閲覧できる状態になっていれば、必ずしも壁に貼り付ける必要はありません。

秘密保持等

× 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、従業員が退職後においても漏らすことのないよう取り決めをしていない。

× 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の文書同意は得ていたが、利用者家族の文書同意を得ていない。

- ・ 従業員に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後においても漏らすことがないよう取り決めをしていない事例を確認したため、指導しました。
- ・ 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはなりません。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、事業者は従業員とあらかじめ誓約書を取り交わす等必要な措置を講じなければなりません。加えて、雇用時に、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を検討してください。
- ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の文書同意が必要であり、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の文書同意が、あらかじめ必要となります。

そのため、個人情報利用同意書の同意欄は、「利用者」欄と「家族」欄の両方が必要です※「代理人」欄はあくまでも利用者の代理人ですので、「家族」の同意として認められません。

苦情処理

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

×「サービスの提供の記録」には、サービス提供中に利用者から苦情を受けた旨記載されていたにもかかわらず、当該苦情の内容を記録に残していない。

(居宅介護支援、介護予防支援のみ該当)

×ケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情を記録していない。

- ・事業所において苦情を受け付けているにもかかわらず、記録を残していない事例が確認されたので指導しました。
- ・利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、その記録を2年間保存しなければなりません。
- ・居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に関しては、自ら提供した居宅介護支援(介護予防支援)の苦情だけでなく、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス(指定介護予防サービス)等に対する苦情についても同様に、記録・保存をしなければなりません(支援経過記録への記載のみではなく、苦情処理の記録として別途作成し保存する必要があります)。

※苦情はサービスの質を向上するための良い材料となります。苦情には組織として対応してください。会議等で苦情内容を共有することが大切です。

事故発生時の対応

×札幌市へ報告を要する事故があったにもかかわらず、札幌市への事故報告がされていない。

×事故記録について、事故の事実経過、事故の原因分析及び今後の改善策等について記録されていない。

×利用者が服薬すべきタイミングで服薬できなかった事例(服薬漏れ)について、事故報告としての報告がされていない。

- ・札幌市への事故報告を要する事故があったにもかかわらず、事故報告書が提出されていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」の定めに従い、札幌市へ報告すべき事故については、事故報告書を提出しなければなりません。
- ・事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録してください。
- ・服薬漏れも誤薬に含まれるため、事故報告書の提出が必要となります。

記録の整備

× 1年を経過したケアプラン等について、既に廃棄してしまった。

- ・書類ごとに定められている保存期間を守っていなかったため指導しました。
- ・保存期間の定めは次のとおりです。

書類	札幌市条例	厚生労働省令
介護計画	完結の日から2年を経過した日 又は当該記録に係る介護給付が あった日から5年を経過した日 のいずれか遅い日	完結の日から2年を経過した日
サービス提供記録		
市町村への通知に係る記録		
苦情の内容等の記録	完結の日から2年を経過した日	
事故の状況及び処置の記録		

- ・札幌市の条例は、厚生労働省令よりも厳しい基準になっていますのでご注意ください。
- ・**完結の日とは、事業者と利用者の契約が終了した日を指します。**

広告

- × 暗に併設事業所を利用しなければならないと解釈できる表現が記載されている（「併設する訪問介護事業所からヘルパーが派遣されます」等）。
- × サービス提供が受けられる利用者を限定しているかのような記載をしている（「65歳以上の方のみ」等、第2号被保険者を考慮していないなど）。

- ・事業所の広告に虚偽又は誇大なものと受け止められる記載があったため指導しました。
- ・事業所について広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。利用者に不利益となるような記載誤りも虚偽又は誇大と判断する場合があります。
- ・利用者にとって誤解の生じる記載とならないように注意してください。

内容及び手続きの説明及び同意

- × 居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかの重要事項説明書しか作成していない。
- × 重要事項説明書に必要な項目が漏れている。

- ・居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、いずれかの重要事項説明書しか作成していない事例が確認されたので、両方の重要事項説明書（一体となったものでも可）を作成するよう指導しました。

- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制（管理者の兼務関係、職務内容や資格を含む）、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

受給資格等の確認

- × サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。
- × サービスの提供を継続している間に、被保険者証の有効期限が満了したが、更新された被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。

- ・ 利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が確認されたので指導しました。
- ・ 事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。また、被保険者証の確認は、認定更新後にも改めて確認する必要があります。
- ・ 被保険者証については、必ずしも写しを取る必要はありませんが、その場合はいつ確認を行ったのか記録を残すことが必要です。

緊急時等の対応

（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援を除く）

- × ケアマネジャーの判断を仰ぐために時間を要し、救急車を呼ぶまでに相当以上の時間が経過していた。
- × 契約時に利用者の主治の医師（以下、主治医）を確認していない。

- ・ サービス提供時に利用者の病状が急変した場合など、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じてください。
- ・ 緊急時に速やかな対応が可能となるよう契約時に利用者の主治医を確認してください。
- ・ 万が一主治医等を確認し忘れていた等の場合は、マニュアル等に捉われず、速やかに救急車を要請する等の適切な対応をしてください。

【参考】

- ・ 救急車適正利用：<http://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/tekisei.html>
- ・ 救急安心センターさっぽろ：<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq7199/naiyou.html>

【参照】

- ・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・・・札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- △・・・札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ▲・・・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ◇・・・札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

内容及び手続の説明及び同意

- (介護予防) 訪問介護：○第9条、○第284条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問入浴：○第59条（第9条準用）、○第296条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問看護：○第79条（第9条準用）、○第306条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第89条（第9条準用）、○第313条（第9条準用）
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第98条（第9条準用）、○第319条（第9条準用）
- (介護予防) 通所介護：○第113条（第9条準用）、○第120条、○第327条（第9条準用）
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第146条（第9条準用）、○第338条（第9条準用）
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第152条、○第181条（第152条準用）、○第349条（第152条準用）、○357条（第152条準用）
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第204条（第152条準用）、○第216条（第152条準用）、○第369条（第152条準用）、○第376条（第152条準用）
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第221条、○第243条、○第386条（第221条準用）、○第396条（第243条準用）
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第263条（第9条準用）、○第403条（第9条準用）
- 特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第9条準用）、○第413条（第9条準用）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第10条
- 夜間対応型訪問介護：●第60条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第81条（第10条準用）、●第215条（第10条準用）
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第109条（第10条準用）、●第226条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第129条（第10条準用）、●第238条（第10条準用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：●第134条
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第10条準用）
- ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第10条準用）
- 看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第10条準用）

介護老人福祉施設：□第6条、□第54条（第6条準用）

介護老人保健施設：■第6条、■第43条（第6条準用）

介護療養型医療施設：△第7条、△第54条（第7条準用）

居宅介護支援：▲第7条

介護予防支援：◇第7条

受給資格等の確認

（介護予防）訪問介護：○第12条、○第284条（第12条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第59条（第12条準用）、○第296条（第12条準用）

（介護予防）訪問看護：○第79条（第12条準用）、○第306条（第12条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第89条（第12条準用）、○第313条（第12条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第98条（第12条準用）、○第319条（第12条準用）

（介護予防）通所介護：○第113条（第12条準用）、○第131条（第12条準用）、○第327条（第12条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第146条（第12条準用）、○第338条（第12条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第168条（第12条準用）、○第181条（第12条準用）○第349条（第12条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第204条（第12条準用）、○第216条（第12条準用）○第369条（第12条準用）、
○第376条（第12条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第237条（第12条準用）、○第248条（第12条準用）、○第386条（第12条準用）
○第396条（第12条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第263条（第12条準用）、○第403条（第12条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第12条準用）、○第413条（第12条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第13条

夜間対応型訪問介護：●第60条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第81条（第13条準用）、●第215条（第13条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第109条（第13条準用）、●第226条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第129条（第13条準用）、●第238条（第13条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第150条（第13条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第13条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第13条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第13条準用）

介護老人福祉施設：□第9条、□第54条（第9条準用）

介護老人保健施設：■第9条、■第53条（第9条準用）

介護療養型医療施設：△第10条、△第54条（第10条準用）

居宅介護支援：▲第10条

介護予防支援：◇第10条

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

(介護予防) 訪問介護：○第 17 条、○第 282 条

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 17 条準用)、○第 296 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 17 条準用)、○第 306 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 17 条準用)、○第 313 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 17 条準用)、○第 319 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 17 条準用)、○第 131 条 (第 17 条準用)、○第 327 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 17 条準用)、○第 338 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 17 条準用)、○第 181 条 (第 17 条準用)、○第 349 条 (第 282 条準用)、
第 357 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 17 条準用)、○第 216 条 (第 17 条準用)、○第 369 条 (第 282 条準用)、
第 376 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 17 条準用)、○第 403 条 (第 282 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 17 条準用)、○第 413 条 (第 282 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 18 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 18 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 18 条準用)、●第 214 条

自己評価

(介護予防) 訪問介護：○第 23 条、○第 285 条

(介護予防) 訪問入浴：○第 53 条、○第 297 条

(介護予防) 訪問看護：○第 71 条、○第 307 条

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 84 条、○第 314 条

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 94 条、○第 320 条

(介護予防) 通所介護：○第 104 条、○第 131 条 (第 104 条準用)、○第 328 条

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 139 条、○第 339 条

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 155 条、○第 174 条、○第 350 条、○第 359 条 (第 350 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 194 条、○第 209 条、○第 370 条、○第 379 条 (第 370 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 226 条、○第 248 条 (第 226 条準用)、○第 387 条、○第 398 条 (第 387 条
準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 254 条、○第 404 条

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 254 条準用)、○第 414 条

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 24 条

夜間対応型訪問介護：●第 51 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 70 条、●第 216 条

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 92 条、●第 227 条

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 118 条、●第 239 条

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 139 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 159 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 184 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 198 条

介護老人福祉施設：□第 15 条、□第 47 条

介護老人保健施設：■第 15 条、■第 46 条

介護療養型医療施設：△第 16 条、△第 47 条

居宅介護支援：▲第 15 条

介護予防支援：◇第 32 条

緊急時等の対応

(介護予防) 訪問介護：○第 28 条、○第 284 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 55 条、○第 296 条 (第 55 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 76 条、○第 306 条 (第 76 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 28 条準用)、○第 125 条、○第 327 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 28 条準用)、○第 338 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 163 条、○第 181 条 (第 163 条準用) ○第 349 条 (第 163 条準用)、○第 357 条 (第 163 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 55 条準用)、○第 248 条 (第 55 条準用)、○第 386 条 (第 55 条準用)、○第 396 条 (第 55 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 30 条

夜間対応型訪問介護：●第 54 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 54 条準用)、●第 215 条 (第 54 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 100 条、●第 226 条 (第 100 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 100 条準用)、●第 238 条 (第 100 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 100 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 202 条

運営規程

(介護予防) 訪問介護：○第 30 条、○第 284 条 (第 30 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 57 条、○第 296 条 (第 57 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 77 条、○第 306 条 (第 77 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 87 条、○第 313 条 (第 87 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 96 条、○第 319 条 (第 96 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 107 条、○第 127 条、○第 327 条 (第 107 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 143 条、○第 338 条 (第 143 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 164 条、○第 178 条、○第 349 条 (第 164 条準用)、○第 357 条 (第 178 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 201 条、○第 213 条、○第 369 条 (第 201 条準用)、○第 376 条 (第 213 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 232 条、○第 245 条、○第 386 条 (第 232 条準用)、○第 396 条 (第 245 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 257 条、○第 403 条 (第 257 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 257 条準用)、○第 413 条 (第 257 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 32 条

夜間対応型訪問介護：●第 56 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 74 条、●第 215 条 (第 74 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 101 条、●第 226 条 (第 101 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 123 条、●第 238 条 (第 123 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 146 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 170 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 188 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 101 条準用)

介護老人福祉施設：□第 28 条、□第 54 条 (第 28 条準用)

介護老人保健施設：■第 28 条、■第 50 条

介護療養型医療施設：△第 27 条、△第 51 条

居宅介護支援：▲第 21 条

介護予防支援：◇第 20 条

勤務体制の確保等

(介護予防) 訪問介護：○第 32 条、○第 284 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 32 条準用)、○第 296 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 32 条準用)、○第 306 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 32 条準用)、○第 313 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 32 条準用)、○第 319 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 108 条、○第 131 条 (第 108 条準用)、○第 327 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 108 条準用)、○第 338 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 108 条準用)、○第 179 条、○第 349 条 (第 108 条準用)、○第 357 条 (第 179 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 108 条準用)、○第 214 条、○第 369 条 (第 108 条準用)、○第 376 条 (第 214 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 233 条、○第 248 条 (第 233 条準用)、○第 386 条 (第 233 条準用)、○第 396 条 (第 233 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 258 条、○第 263 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項準用）、○第 403 条（第 108 条及び第 258 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項及び第 258 条準用）、○第 413 条（第 108 条及び第 258 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 33 条

夜間対応型訪問介護：●第 57 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 75 条、●第 215 条（第 75 条準用）

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 75 条準用）、●第 226 条（第 75 条準用）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 124 条、●第 238 条（第 124 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 147 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 171 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 189 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 75 条準用）

介護老人福祉施設：□第 29 条、□第 54 条（第 29 条準用）

介護老人保健施設：■第 29 条、■第 51 条

介護療養型医療施設：△第 28 条、△第 52 条

居宅介護支援：▲第 22 条

介護予防支援：◇第 21 条

衛生管理等

(介護予防) 訪問介護：○第 33 条、○第 284 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条（第 33 条準用）、○第 296 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条（第 33 条準用）、○第 306 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 33 条準用）、○第 313 条（第 33 条準用）

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条（第 33 条準用）、○第 319 条（第 33 条準用）

(介護予防) 通所介護：○第 111 条、○第 131 条（第 111 条準用）、○第 327 条（第 111 条準用）

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 144 条、○第 338 条（第 144 条準用）

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条（第 111 条準用）、○第 181 条（第 111 条準用）、○第 349 条（第 111 条準用）、○第 357 条（第 111 条準用）

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条（第 144 条準用）、○第 216 条（第 144 条準用）、○第 369 条（第 144 条準用）、○第 376 条（第 144 条準用）

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 111 条準用）、○第 248 条（第 111 条準用）、○第 386 条（第 111 条準用）、○第 396 条（第 111 条準用）

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 260 条、○第 403 条（第 260 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 33 条準用）、○第 413 条（第 33 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 34 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 34 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 78 条、●第 215 条（第 78 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 78 条準用）、●第 226 条（第 78 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 78 条準用）、●第 238 条（第 78 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 78 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 173 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 173 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 78 条準用）

介護老人福祉施設：□第 32 条、□第 54 条（第 32 条準用）

介護老人保健施設：■第 32 条、■第 53 条（第 32 条準用）

介護療養型医療施設：△第 31 条、△第 54 条（第 31 条準用）

居宅介護支援：▲第 24 条

介護予防支援：◇第 23 条

揭示

（介護予防）訪問介護：○第 34 条、○第 284 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 34 条準用）、○第 296 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 34 条準用）、○第 306 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 34 条準用）、○第 313 条（第 34 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 34 条準用）、○第 319 条（第 34 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 34 条準用）、○第 131 条（第 34 条準用）、○第 327 条（第 34 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 34 条準用）、○第 338 条（第 34 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 34 条準用）、○第 181 条（第 34 条準用）、○第 349 条（第 34 条準用）、
○第 357 条（第 34 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 34 条準用）、○第 216 条（第 34 条準用）、○第 369 条（第 34 条準用）、
○第 376 条（第 34 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 34 条準用）、○第 248 条（第 34 条準用）、○第 386 条（第 34 条準用）、
○第 396 条（第 34 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 261 条、○第 403 条（第 261 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 261 条準用）、○第 413 条（第 261 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 35 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 35 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 35 条準用）、●第 215 条（第 35 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 35 条準用）、●第 226 条（第 35 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 35 条準用）、●第 238 条（第 35 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 35 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 35 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 35 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）

介護老人福祉施設：□第 34 条、□第 54 条（第 34 条準用）

介護老人保健施設：■第 34 条、■第 53 条（第 34 条準用）

介護療養型医療施設：△第 33 条、△第 54 条（第 33 条準用）

居宅介護支援：▲第 25 条

介護予防支援：◇第 24 条

秘密保持等

（介護予防）訪問介護：○第 35 条、○第 284 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 35 条準用）、○第 296 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 35 条準用）、○第 306 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 35 条準用）、○第 313 条（第 35 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 35 条準用）、○第 319 条（第 35 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 35 条準用）、○第 131 条（第 35 条準用）、○第 327 条（第 35 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 35 条準用）、○第 338 条（第 35 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 35 条準用）、○第 181 条（第 35 条準用）、○第 349 条（第 35 条準用）、
○第 357 条（第 35 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 35 条準用）、○第 216 条（第 35 条準用）、○第 369 条（第 35 条準用）、
○第 376 条（第 35 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 35 条準用）、○第 248 条（第 35 条準用）、○第 386 条（第 35 条準用）、
○第 396 条（第 35 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 35 条準用）、○第 403 条（第 35 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 35 条準用）、○第 413 条（第 35 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 36 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 36 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 36 条準用）、●第 215 条（第 36 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 36 条準用）、●第 226 条（第 36 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 36 条準用）、●第 238 条（第 36 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 36 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 175 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 175 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）

介護老人福祉施設：□第 35 条、□第 54 条（第 35 条準用）

介護老人保健施設：■第 35 条、■第 53 条（第 35 条準用）

介護療養型医療施設：△第 34 条、△第 54 条（第 34 条準用）

居宅介護支援：▲第 26 条

介護予防支援：◇第 25 条

広告

（介護予防）訪問介護：○第 36 条、○第 284 条（第 36 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 36 条準用）、○第 296 条（第 36 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 36 条準用）、○第 306 条（第 36 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 36 条準用）、○第 131 条（第 36 条準用）、○第 327 条（第 36 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 36 条準用）、○第 181 条（第 36 条準用）、○第 349 条（第 36 条準用）、
○第 357 条（第 36 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 36 条準用）、○第 248 条（第 36 条準用）、○第 386 条（第 36 条準用）、○第 396 条（第 36 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 36 条準用）、○第 403 条（第 36 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 36 条準用）、○第 413 条（第 36 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 37 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 37 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 37 条準用）、●第 215 条（第 37 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 37 条準用）、●第 226 条（第 37 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 37 条準用）、●第 238 条（第 37 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 37 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 37 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 37 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 37 条準用）

介護老人福祉施設：□第 36 条、□第 54 条（第 36 条準用）

居宅介護支援：▲第 27 条

介護予防支援：◇第 26 条

苦情処理

（介護予防）訪問介護：○第 38 条、○第 284 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 38 条準用）、○第 296 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 38 条準用）、○第 306 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 38 条準用）、○第 313 条（第 38 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 38 条準用）、○第 319 条（第 38 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 38 条準用）、○第 131 条（第 38 条準用）、○第 327 条（第 38 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 38 条準用）、○第 338 条（第 38 条準用）

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 38 条準用)、○第 181 条 (第 38 条準用)、○第 349 条 (第 38 条準用)、
○第 357 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 38 条準用)、○第 216 条 (第 38 条準用)、○第 369 条 (第 38 条準用)、
○第 376 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 38 条準用)、○第 248 条 (第 38 条準用)、○第 386 条 (第 38 条
準用)、○第 396 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 38 条準用)、○第 403 条 (第 38 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 38 条準用)、○第 413 条 (第 38 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 39 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 39 条準用)、●第 215 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 39 条準用)、●第 226 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 39 条準用)、●第 238 条 (第 39 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 39 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 39 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 39 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 39 条準用)

介護老人福祉施設：□第 38 条、□第 54 条 (第 38 条準用)

介護老人保健施設：■第 37 条、■第 53 条 (第 37 条準用)

介護療養型医療施設：△第 36 条、△第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 29 条

介護予防支援：◇第 28 条

会計の区分

(介護予防) 訪問介護：○第 41 条、○第 284 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 41 条準用)、○第 296 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 41 条準用)、○第 306 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 41 条準用)、○第 313 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 41 条準用)、○第 319 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 41 条準用)、○第 131 条 (第 41 条準用)、○第 327 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 41 条準用)、○第 338 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 41 条準用)、○第 181 条 (第 41 条準用)、○第 349 条 (第 41 条準用)、
○第 357 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 41 条準用)、○第 216 条 (第 41 条準用)、○第 369 条 (第 41 条準用)、
○第 376 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 41 条準用)、○第 248 条 (第 41 条準用)、○第 386 条 (第 41 条

準用)、○第 396 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与 : ○第 263 条 (第 41 条準用)、○第 403 条 (第 41 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売 : ○第 276 条 (第 41 条準用)、○第 413 条 (第 41 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 : ●第 42 条

夜間対応型訪問介護 : ●第 60 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護 : ●第 81 条 (第 42 条準用)、●第 215 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 : ●第 109 条 (第 42 条準用)、●第 226 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 : ●第 129 条 (第 42 条準用)、●第 238 条 (第 42 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護 : ●第 150 条 (第 42 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 : ●第 179 条 (第 42 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 : ●第 191 条 (第 42 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護 : ●第 204 条 (第 42 条準用)

介護老人福祉施設 : □第 41 条、□第 54 条 (第 41 条準用)

介護老人保健施設 : ■第 40 条、■第 53 条 (第 40 条準用)

介護療養型医療施設 : △第 39 条、△第 54 条 (第 39 条準用)

居宅介護支援 : ▲第 31 条

介護予防支援 : ◇第 30 条

記録の整備

(介護予防) 訪問介護 : ○第 42 条、○第 284 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 訪問入浴 : ○第 58 条、○第 296 条 (第 58 条準用)

(介護予防) 訪問看護 : ○第 78 条、○第 306 条 (第 78 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション : ○第 88 条、○第 313 条 (第 88 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導 : ○第 97 条、○第 319 条 (第 97 条準用)

(介護予防) 通所介護 : ○第 112 条、○第 130 条、○第 327 条 (第 112 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション : ○第 145 条、○第 338 条 (第 145 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護 : ○第 167 条、○第 181 条 (第 167 条準用)、○第 349 条 (第 167 条準用)、○第 357 条 (第 167 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護 : ○第 203 条、○第 216 条 (第 203 条準用)、○第 369 条 (第 203 条準用)、○第 376 条 (第 203 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 : ○第 236 条、○第 247 条、○第 386 条 (第 236 条準用)、○第 396 条 (第 247 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与 : ○第 262 条、○第 403 条 (第 262 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売 : ○第 275 条、○第 413 条 (第 275 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 : ●第 43 条

夜間対応型訪問介護 : ●第 59 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 80 条、●第 215 条 (第 80 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 108 条、●第 226 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 128 条、●第 238 条 (第 128 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 149 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 178 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 178 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 203 条

介護老人福祉施設：□第 42 条、□第 54 条 (第 42 条準用)

介護老人保健施設：■第 41 条、■第 53 条 (第 41 条準用)

介護療養型医療施設：△第 40 条、△第 54 条 (第 40 条準用)

居宅介護支援：▲第 32 条

介護予防支援：◇第 31 条

平成28年度
通所介護

集団指導資料

平成29年1月17日（火）

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、通所介護事業に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.28～42 では、★印（☆印）で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ “ では、◆印（■印）で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ “ では、◇印（□印）で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
居宅サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年厚生省告示第36号）
介護予防サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護よぼうのための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
地域密着型通所介護	☆ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年札幌市条例第 9 号）	
	■ 基準省令告示	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
	□ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年老計発第 0331004 号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年老計発第 0331005 号）

2. 主な指摘事項

(1) 人員に関する基準

従業者の員数

- ×生活相談員の配置時間がサービス提供時間より短い日がある。
- ×人員基準欠如減算に該当する程度に介護職員が配置されていない状況が見られる。
- ×同減算には該当しない程度の介護職員の員数が確保されているが、基準上求められる介護職員の員数が確保されていない日がある。
- ×従業者が介護保険外の自主サービスに従事することにより、通所介護事業所での勤務時間が常勤時間に達せず、結果として非常勤職員しか配置されていない状態である。

- ・生活相談員はサービス提供時間数に応じて、介護職員は実利用者数及びサービス提供時間数に応じての人員配置が必要となります。
- ・実利用者数から必要とされる介護職員の員数が確保されていない状態が断続的に継続し、結果として人員基準欠如減算をすべきであったことが実地指導時に判明しました。また、人員基準欠如減算が適用にならない程度ではありますが、営業日単位で必要とされる介護職員の員数が確保されていない事例がありました。日頃より、勤務表等を用いて、人員基準が満たされているか確認をし、減算すべき状態となった場合は適切に人員基準欠如減算の手続きを取ってください。
- ・生活相談員及び介護職員について、勤務時間として含まれるのは、あくまで介護保険上の通所介護サービスに従事した勤務時間となります。

★基準条例第 100 条 (◆基準省令第 93 条) (抜粋)

☆基準条例第 60 条の 3 (■基準省令第 20 条) (抜粋)

- ・指定通所介護事業者が指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - ① 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数を 1 以上とするために必要と認められる数
 - ② 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数を利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営さ

れている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護の利用者を含む。)が15人以下の場合にあつては1以上、利用者が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上とするために必要と認められる数

- ・指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- ・生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(2) 運営に関する基準

非常災害対策

- ×事業所開設以来、避難訓練及び消防設備の点検を実施していない。
- ×防火管理の責任者が定められておらず、消防計画に準ずる計画等も作成がない。
- ×併設の特別養護老人ホームにおける避難訓練(夜間想定)は実施しているが、通所介護事業所における避難訓練(昼間想定)は実施していない。

・避難訓練そのものを実施しているが、サービス提供時間帯を想定した避難訓練を実施していない。(サービス提供は昼だが、避難訓練は夜間想定で実施など)

★基準条例第110条 (◆基準省令第103条)(抜粋)

☆基準条例第60条の15 (■基準省令第32条)(抜粋)

- ・指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

サービスの提供の記録

- ×機能訓練の実施状況について、訓練内容がわかるような具体的な記録がされていない。
- ×送迎車の事業所への到着・出発時刻の記載など、利用者へのサービス提供開始・終了時刻に関する正確な記載がされていない、もしくは記載そのものがされていない。
- ×併設住宅からの通所利用者については、サービス提供開始・終了時刻に関する記録がない。

・利用者ごとのサービス提供時間や機能訓練等サービスの実施状況については、加算を含めた介護報酬請求の際の根拠となり、正確に記録を残す必要があるため指導しました。

★基準条例第 113 条（第 20 条準用）（◆基準省令第 105 条（第 19 条準用）（抜粋）

☆基準条例第 60 条の 20（第 21 条準用）（■基準省令第 37 条（第 3 条の 18 準用）（抜粋）

- ・指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第 4 1 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- ・指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

◇解釈通知第三の 6 の 3（9）（第三の 1 の 3（9）②準用）（抜粋）

□解釈通知第三・ 2 の 2 の 3（11）（第三の 1 の 4（11）②準用）（抜粋）

- ・当該指定通所介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

定員の遵守

×利用者数（利用予定者含む）が定員を超えている日がある。（ひと月の利用者数の平均が定員を超過しない場合であっても基準違反となる）。

・行事（レク）開催時に他利用日の利用者も集めたことで、まれに定員超過となっていた日が見られたことから、指導を行いました。

★基準条例第 109 条（◆基準省令第 102 条）

☆基準条例第 60 条の 14（■基準省令第 31 条）

- ・指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

通所介護計画の作成

- ×通所介護計画の作成、説明者が管理者となっていない。
- ×通所介護計画における課題・目標と援助内容及び評価内容に整合性がない。
- ×ケアプランで位置付けられている「他者との交流」等について、通所介護計画では省略されている。また、ケアプランで位置付けのない「服薬介助」が通所介護計画で位置付

けられ、行われている。

×ケアプランで位置付けられた目標期間を超過して、計画の目標期間が設定されている。

×ケアプランにおいて、サービス提供時間が10～16時とされているにもかかわらず通所介護計画では8～18時になっている。

×通所介護計画の作成が計画の実施期間終了後に、事後的に行われ、利用者同意もその時点で得ている。

- ・基準上、通所介護計画の作成、説明者は管理者となっているので、計画書上、管理者名が併記されていない、確認印がないものについて指導を行いました。
- ・通所介護計画に位置付けられた目標を踏まえた援助内容となっていない、援助内容の見直し等の必要の有無が評価で触れられていない、目標の達成状況が評価から読み取れない等の状況が見られました。計画における目標、援助内容及び評価は一貫性があるべきことから、整合性を図るよう指導を行いました。
- ・①ケアプランで位置付けられたことが通所介護計画に含まれていない、②ケアプランで位置付けた目標期間を超過して通所介護計画の目標期間が設定されている、③実施時間や実施回数等の援助内容がケアプランと通所介護計画で異なる内容となっている、という事例が多く見られますので、ケアプランに基づいた通所介護計画を作成するよう指導しました。
- ・一部の利用者の通所介護計画について、計画の実施前に作成及び利用者同意を得ていないことがあり、事前作成・同意について指導を行いました。

★基準条例第106条（◆基準省令第99条）

☆基準条例第60条の10（■基準省令第27条）

- ・指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。
- ・通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- ・指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- ・通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

◇解釈通知第三の6の3（3）（抜粋）

□解釈通知第三・2の2の3（3）（抜粋）

- ・通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ・通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

苦情処理

- ×苦情受付記録の様式は整備されているものの、苦情に関する記録を残さず、従業者に口頭で周知するのみである。
- ×苦情内容を記録に残しているが、苦情を受けての対応策や改善策等に関する記録が無い。

- ・苦情を受けた場合は、その受付日や内容等を記録として残すとともに、苦情を踏まえての対応策や改善策等まで講じたうえで、苦情内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うよう指導した。

★基準条例第 113 条（第 38 条準用）（◆基準省令第 105 条（第 36 条準用）（抜粋）

☆基準条例第 60 条の 20（第 39 条準用）（■基準省令第 37 条（第 3 条の 36 準用）（抜粋）

- ・指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- ・指定通所介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

◇解釈通知第三の 6 の 3 - (23)（抜粋）

□解釈通知第三の 2 の 2 の 3 (11)（第三の 1 の 4 (25) 準用）

- ・「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
- ・利用者及びその家族からの苦情に対し、指定通所介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

地域との連携等 ※地域密着型通所介護のみ

×運営推進会議を開催しているものの、その会議録について公表していない。

運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するよう指導しました（公表の方法としては、事業所の共有スペースに掲示する、運営推進会議の構成員や利用者家族に議事録を送付する、ホームページ上で公表する等の手法が考えられる）。

■基準省令第34条（抜粋） ☆基準条例第60条の17

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ・指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

□解釈通知第三-二の二-3-(9) （抜粋）

- ・運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。なお、指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

利用料等の受領

- × 介護請求ソフト上の問題により、実際のサービスの提供回数と請求上の提供回数が異なっており、誤った請求が行われていた。
- × 介護保険給付の対象ではない訪問理美容サービスの提供に要した時間を通所介護サービスの提供時間に含めた時間区分での通所介護費の介護報酬の請求を行っていた。

- ・ 実際にサービス提供を行った回数で、利用者に適切に請求を行うよう指導を行いました。
- ・ 介護保険給付（通所介護サービス）の対象とならない訪問理美容サービス等の提供時間を通所介護サービスの提供時間に含めた所要時間による区分での通所介護費を請求していたことから、訪問理美容サービスに要した時間を含めることのないよう指導を行いました。

★ 基準条例第 103 条 （◆ 基準省令第 96 条）（抜粋）

☆ 基準条例第 60 条の 7 （■ 基準省令第 24 条）（抜粋）

指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

サービス提供体制強化加算 I

- × 年度を跨いでサービス提供体制強化加算の算定を継続するにあたり、加算算定要件を満たしているかどうかを確認していない、または確認していても、これを記録として残していない。
- × サービス提供体制強化加算 I を算定するにあたっては、加算要件の確認において、介護職員の常勤換算数の割合を用いるべきところ、介護職員以外の生活相談員等の勤務時間も含めて算出を行っている。

- ・ 年度を跨いで、加算を算定するにあたっては、前年度実績が加算算定要件を満たしているか確認のうえ、これを記録として残しておくよう指導を行いました。
- ・ 加算要件の職員の割合の算出に当たり、介護職員以外の職員も含めて算出を行っていた。適切に介護職員のみで割合を算出を行ったところ加算要件自体は満たされていたが、適切な算出方法ではなかったため、算出方法について指導を行いました。

◆基準省令別表通所介護費へ

■基準省令別表地域密着型通所介護費ハ

- ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき（介護予防は1月につき）所定単位数を加算する。

【参考】厚生労働大臣が定める基準（抜粋）

指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、加算（I）イの場合は100分の50以上、加算（I）ロの場合は100分の40以上であること。

個別機能訓練加算・運動器機能向上加算

- ×事業所に来ること自体が機能訓練の目標とされており、それぞれの加算に応じた目標の設定がされていない（個別機能訓練加算I、IIそれぞれの目標設定が適切でない）。
 - ×訓練内容の頻度や回数、形態、方式等が詳細でなく、個別性・具体性に欠ける。
 - ×機能訓練に関する日々の介護記録（実施内容等）が不十分である。
 - ×[※]計画期間が途切れ、[※]計画がない状態で訓練が実施され、加算が算定されている。
 - ×目標の継続の可否について判断をした記録がなく、利用者に評価を含む訓練内容等について説明した記録がない。
 - ×[※]計画の課題・目標と訓練内容及び評価内容が連動していない。
 - ×個別機能訓練計画の3か月ごとの評価が行われていない。
 - ×個別機能訓練計画の3か月ごとの見直しの際、利用者の居宅訪問に関する記録が残されていない、または居宅訪問そのものが行われていない。
 - ×運動器機能向上計画について、長期目標が3か月、短期目標が1か月で設定されていない。
 - ×長期目標に応じた3か月ごとのモニタリング、短期目標に応じた1か月ごとのモニタリングが実施されていない。
 - ×運動器機能向上計画の3か月及び1か月ごとのモニタリングにおいて、目標の達成度や客観的な運動器機能状況に関するモニタリングが実施されていない。
- ※計画…「個別機能訓練計画」又は「運動器機能向上計画」のこと。

- ・個別機能訓練加算IとIIでは、機能訓練の目標が異なり、「体幹機能向上」を目標とするものについては加算Iであるはずが、常勤の機能訓練指導員を配置できないことを理由として、「体幹機能向上」を目標としたまま加算IIを算定していたことから目標を見直すよう指導しました。
- ・機能訓練計画書に位置付けられた訓練内容及びその実施記録から、実施している機能訓練の具体的内容やその実施状況等が読み取れないものがあるため、それぞれ利用者自身

が見てもわかるような記載とするよう指導しました。

- ・機能訓練計画の目標期間が終了しているにもかかわらず、同計画の評価や見直しを行わずに機能訓練及び加算算定を継続し、結果、評価内容や計画について利用者説明等を行っていない事例があり、加算の算定要件を満たしていないことから、過誤調整するよう求めました。
- ・運動器機能向上計画について、1か月ごとの短期目標が設定されておらず、1か月ごとのモニタリングも実施されていないため、加算の算定要件を満たしていないことから過誤調整するよう求めました。
- ・運動器機能向上計画において、3か月ごとの長期目標、1か月ごとの短期目標の設定及びそれぞれのモニタリングは行われていたが、モニタリング内容が客観的でなく、目標達成度等についても触れられていないことから、モニタリング内容の見直しを指導しました。
- ・機能訓練計画に位置付けられた目標を踏まえた訓練内容となっていない、訓練内容の見直し等の必要の有無が評価で触れられていない、目標の達成状況等が評価から読み取れない等の状況が見られました。計画における目標、援助内容及び評価は一貫性があるべきことから、整合性を図るよう指導を行いました。
- ・個別機能訓練加算については、3か月ごとに個別機能訓練計画を見直す必要があるが、その見直しの際に、利用者の居宅訪問を行っていない、または記録上確認できない事例があったことから、加算算定の要件を満たさないとして、過誤調整するよう求めました。
- ・機能訓練加算については、加算算定要件が細かく定められており、要件を満たしていないとして、指導や場合によっては過誤調整となる事例が多く見られます。利用者には、基準報酬に加えて加算報酬分の負担を強いることとなるため、加算算定の際は、算定要件を満たしているかどうか、特段の注意をお願いします。

【個別機能訓練加算】

◇解釈通知第2の7(9)(抜粋)

□解釈通知第2の3の2(8)(抜粋)

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)は身体機能への働きかけを中心に行うものであるが、個別機能訓練加算(Ⅱ)は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL(食事、排泄、入浴等)やIADL(調理、洗濯、掃除等)などの活動への働きかけや、家庭や社会生活での役割創出や参加実現への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり、加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある。

※「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号) 参照

- ・個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする

訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。

- ・個別機能訓練を行うに当たっては、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。
- ・個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

【運動器機能向上加算】

◆基準省令別表介護予防通所介護費ハ

- ・利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

◇解釈通知第2の7（2）（抜粋）

- ・理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（長期目標）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（短期目標）を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図れたものとする。
- ・利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、

おおむね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。

- ・利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。
- ・運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。

生活機能向上グループ活動加算

- ×加算の対象となる利用者が1人のみで、複数の利用者からなるグループで活動を行うことができない状況であった。
- ×生活機能向上グループ活動を2週間に1回しか実施していない。
- ×計画において、短期目標の設定や評価が行われていない。

・介護予防通所介護サービスにおける加算であり、実際に算定している事業所は少ないと思われませんが、複数利用者からなるグループでの実施、週1回での実施等の加算算定要件がありますので、算定する際は注意が必要です。

◆基準省令別表介護予防通所介護費口

- ・利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合は、1月について所定単位数を加算する。
- ・利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

◇解釈通知第2の7(1)(抜粋)

- ・具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標(短期目標)を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画と整合性のとれた内容とすること。
- ・利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。

□口腔機能向上加算

× 3ヶ月間の口腔機能向上計画について、その後に計画を延長・継続した際、その理由に関する記録がない。

・利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3ヶ月ごとに口腔機能の状態の評価を行った結果、継続的に言語聴覚士等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、その理由を記載のうえで、継続的に口腔機能向上サービスを提供すること。

◆基準省令別表通所介護費注12（抜粋）

■基準省令別表地域密着型通所介護費注12（抜粋）

・基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

◇解釈通知第2の7（13）（抜粋）

□解釈通知第2の3の2（12）（抜粋）

・おおむね3ヶ月ごとの評価の結果、次のイ又は口のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。

イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者

ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

介護職員処遇改善加算

×従業者に対して、賃金改善額、改善実施方法等について、周知を図っていない、もしくは口頭のみでの周知であり、書面での従業者周知を図っておらず、また、実際の手当支給額についても、明確な形で給与明細等により対象の従業者への周知が図られていない。

介護職員処遇改善加算Ⅰの算定にあたっては、賃金に関するものを含む、介護職員の職責又は職務内容等の要件を定め、全ての介護職員に書面をもって周知するよう指導しました。

◆基準省令別表通所介護費ト（抜粋）

■基準省令別表地域密着型通所介護費二（抜粋）

- ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【参考】厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）（抜粋）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）または（Ⅳ）を算定する場合は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (2) 指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ること。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、過去に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

指定通所介護の基本取扱方針

- ・提供する指定通所介護の質の評価について、「身だしなみ」、「言葉づかい」、「介護実務においてできること・できないこと」など50前後の項目について、毎月1～5段階評価で全職員が自己評価を実施し、さらにこの評価をもとに毎月話し合いの場を設けていた。年度終了後には、各項目を更にレベルの高いものに変えていく計画も立てており、自己評価について事業所自らが積極的に行っていた。
- ・同一法人の他事業所における実地指導を踏まえて、改善すべき点についてはすでに改善を図っていた。

- ・「家族介護者教室」というものを、通所介護サービスの営業日でない土曜日に開催しており、希望する利用者家族が参加し、利用者に関する疑問等について従業者に質問することができる機会を定期的に設けていた。
- ・利用者に対してアンケートを年1回実施したうえで、その結果について、事業所としての考え方も含めたうえで、利用者に公表していた。
- ・サービスの質の評価として、年2回、「事業所として」及び「従業者個人として」の2回の振り返りを実施しており、従業者個人の振り返りについては、単にチェックをするのみでなく、従業者個人で具体的な事例を取り上げて記載していた。
- ・地域密着型通所介護計画に定める援助内容については、援助項目ごとに具体的に特記事項等が記載されていた。

通所介護計画の作成

- ・通所介護計画について、援助内容項目ごとに番号（①・②・③…）を付けて記載したうえで、サービスの提供の記録でも、項目ごとに実施状況を記載している。また、評価の際も、項目ごとに実施状況や目標の達成度を記載しており、計画からその評価までを通して、援助内容項目ごとの実施状況や評価が明確にされており、利用者にとってもわかりやすく記載されていた。
- ・ケアプランに位置付けられた目標期間終了ごとに、更新されたケアプランの送付を担当介護支援専門員に依頼し、その更新後のケアプランに基づいて、通所介護計画の見直し、更新を行っていた。

サービスの提供の記録

記録の事務作業の簡素化のため、チェックボックスにチェックを入れるだけの様式としており、利用者の様子や状況等についても、「笑顔多い」や「マイペース」等の項目を設け、利用者の状況が把握しやすい様式を用いている。

勤務体制の確保

- ・従業員の研修を非常に重要視しており、外部研修についても知識の獲得のみならずモチベーションの向上につながるという考えから、極力全員を参加させるよう努力していた。
- ・従業者向け研修を実施後に、研修を受けた従業者に確認テストを実施するなどして、研修受講内容に関する知識の定着化を図る取組みがなされていた。
- ・機能訓練指導員のみならず、介護職員に至るまで、理学療法士、作業療法士、言語聴覚

士等の機能訓練に有効な資格を全員が有しており、人員面で、利用者に対して効果的な機能訓練が行えるよう事業所として取り組んでいる（資格の取得を後押ししている）。

個別機能訓練加算

3か月ごとの個別機能訓練計画見直しのために利用者の居宅訪問を行った際、その生活状況を把握するため、許可を得たうえで室内の写真を撮り、利用者宅の見取り図などを作成し、利用者ごとに必要となる機能訓練内容を検討する際の参考資料としていた。

運動器機能向上加算

運動器機能向上計画の長期目標及び短期目標のモニタリングの際、利用者の体調を確認したうえで、体力測定を行い、客観的な運動器機能の状況の把握に努めていた。

平成 28 年度
認知症対応型通所介護

集団指導資料

平成 29 年 1 月 17 日（火）

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、認知症対応型通所介護事業に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.45～48 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
居宅サービス	★ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）	
	◆ 基準省令 告示	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
	◇ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号）
介護予防サービス	★ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）	
	◆ 基準省令 告示	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
	◇ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号）

2. 主な指摘事項

(1) 人員に関する基準

従業者の員数

×生活相談員の配置時間がサービス提供時間より短い日がある、もしくは生活相談員の配置がない日がある。

・サービスの提供日ごとに、サービス提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要となるため、必要とされる数の生活相談員を配置するよう指導しました。

★基準条例第 62 条 (◆基準省令第 42 条) (抜粋)

・生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数を 1 以上確保するために必要と認められる数

◇解釈通知第三の 3 の 2 (1) ③ホ (抜粋)

・「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とする。

(2) 運営に関する基準

認知症対応型通所介護計画の作成

×認知症対応型通所介護計画の作成者欄に、管理者以外の名前が記載されている。

×ケアプランが更新されている、もしくは認知症対応型通所介護計画に定める目標期間が終了しているにもかかわらず、認知症対応型通所介護計画が更新・作成されないまま、サービスが提供されている。

×計画の評価の際、目標の達成度について触れられていない。

×ケアプランで位置付けられている「他者交流」について、認知症対応型通所介護計画では位置づけされていない。または、ケアプランで位置付けられていないサービスが、認知症対応型通所介護計画で位置付けられている。

×計画の実施期間に入ってから、事後的に計画について利用者からの同意を得ている。

- ・基準上、認知症対応型通所介護計画の作成、説明者は管理者となっているので、計画書上、管理者名が併記されていない、確認印がないものについて指導を行いました。
- ・①更新されたケアプランに基づいて認知症対応型通所介護計画が作成されていない、②ケアプランで位置付けられたことが認知症対応型通所介護計画に含まれていない、③ケアプランで位置付けられていないことが認知症対応型通所介護計画に含まれている、といった事例が見られますので、ケアプランに基づいた認知症対応型通所介護計画を作成するよう指導しました。
- ・認知症対応型通所介護計画に定めた目標期間終了後は、目標の達成度も含めた当該計画の評価を行うとともに、切れ目なく認知症対応型通所介護計画を更新・作成するよう指導しました。
- ・一部の利用者の認知症対応型通所介護計画について、計画の実施前に作成及び利用者同意を得ていないため、事前に作成し、利用者の同意を得るよう指導を行いました。

★基準条例第 72 条 （◆基準省令第 52 条）（抜粋）

- ・指定認知症対応型通所介護事業所の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下この条及び第80条第 2 項第 1 号において「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。
- ・認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- ・指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- ・認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

◇解釈通知第三の 3 の 3 (3) ⑥（抜粋）

- ・認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

個別機能訓練加算

×個別機能訓練計画の3か月ごとの評価、利用者への内容説明、記録が行われていない。

- ・個別機能訓練計画について、3か月ごとに1回以上、計画の評価及び見直しを行い、利用者に対して計画の評価を含む内容を説明、記録するよう指導するとともに、加算の要件を満たしていないことから、過誤調整を求めました。

◇解釈通知第2の4(4)③・④(抜粋)

- ・個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。
- ・個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。

所要時間による区分の取扱い

×実際のサービス提供時間は6時間程度であるにもかかわらず、介護報酬請求については「所要時間7時間以上9時間未満」の算定区分での請求を続けていた。

- ・元々7時間以上でのサービス提供の予定が、家族都合により6時間程度でのサービス提供となったにもかかわらず、そのまま7時間以上9時間未満での請求が恒常的に行われていたため、適切な算定区分での請求を行うよう指導するとともに、請求済の介護報酬請求分の過誤調整を求めました。実際の提供時間でなく、元々計画で位置付けられたサービス提供時間の算定区分での請求を行うことができるのは、当日の利用者の心身の状況から実際のサービス提供が計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合(大幅な短縮時は含まれない)にのみ認められるものであることにご注意ください。

◇解釈通知第2の4(1)(抜粋)

- ・所得時間による区分については、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の認知症対応型通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の間をを超えて事業所にいる場合は、認知症対応型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。(略)

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の認知症対応型通所介護の提供が認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には認知症対応型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、過去に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

サービスの提供

- ・サービスの提供記録では、「利用者が言ったこと」・「スタッフが気付いたこと」欄が設けられており、また、スタッフのコメント欄も設けられていることから、利用者の状況について、多角的な視点での記録が行われている。
- ・利用者ごとに、利用者が喜ぶ言葉や行動を記録し個人ファイルにまとめている。

身体拘束の廃止

- ・行動障害のある利用者について、毎月チェック表を用いて身体拘束を行っていないか確認し、身体拘束廃止委員会に報告している。